

## 河川空間のオープン化とは

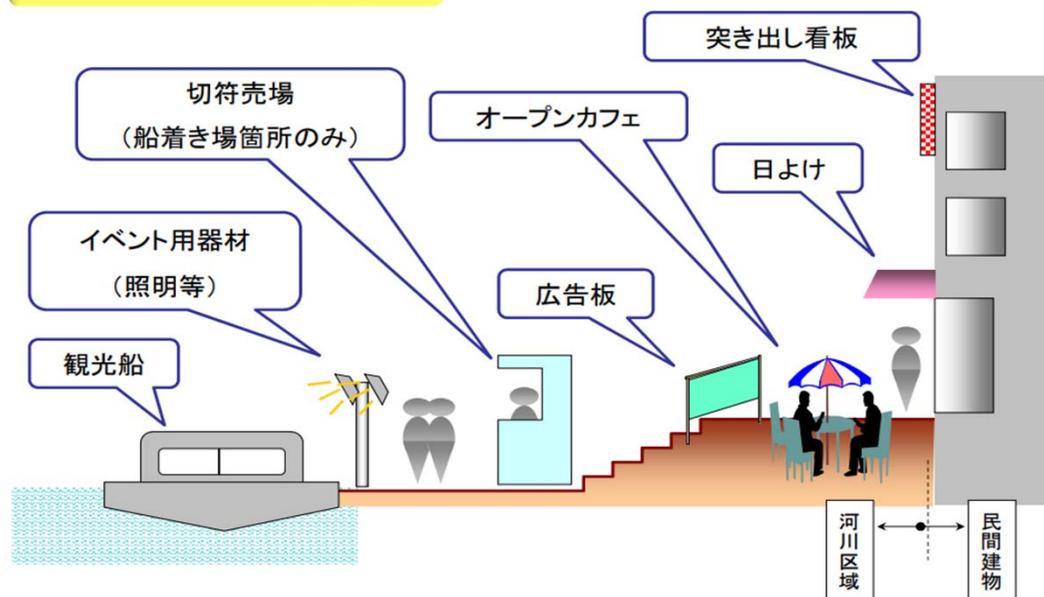
### 原則

- 親水護岸や堤防などの河川敷地は、本来洪水被害を除却・軽減させるための治水施設
- 利用にあたっては一般公衆の自由使用が原則で、**民間事業者による営業活動は認められない**

### 規制緩和

- 水辺空間の賑わい創出のため河川敷地を活用したいという要望の高まりから、平成23年に規制が緩和
- 地域の合意が得られること等を条件として、「都市・地域再生等利用区域」に指定された河川敷地において、**民間事業者による営業活動が可能に**

### 河川空間利用のイメージ



### これを「河川空間のオープン化」と呼びます

令和5年3月までに全国で116箇所、  
中国地方で11箇所がオープン化  
島根・鳥取はゼロ

### オープン化が適用される要件

- 地域の再生、賑わいの創出等の為に利用されること
- 河川敷地を利用する区域、施設、主体について地域の合意が図られていること
- 通常の占用許可でも満たすべき各種基準に該当すること（治水上及び利水上の支障がないこと等）
- 都市・地域の再生及び河川敷地の適正な利用に資すること

# 河川空間のオープン化に向けた手順

■河川敷地の占有は原則的に公共性・公益性を有するものであるが、一定の要件を満たす場合には、特例として民間事業者等による営業活動が行うことができる。

## オープン化最大のポイント

民間事業者等による営業活動

Step 3

河川敷地の占有申請・許可

Step 2

都市・地域再生等利用区域の指定(オープン化の実施区域)

水辺空間を活かした賑わいの創出や魅力あるまちづくりに寄与し、河川敷地の多様な利用が可能。

Step 1

協議会等による地域の合意形成

## オープン化が適用される要件

- 地域の再生、賑わいの創出等のために利用されること。
- 河川敷地を利用する区域、施設、主体について地域の合意が図られていること。
- 通常の占有許可でも満たすべき各種基準に該当すること。(治水上及び利水上の支障がないこと等)
- 都市・地域の再生及び河川敷地の適正な利用に資すること。

## 事業スキーム(案)

